

# RPS法評価検討小委員会報告書の概要

1. RPS法(「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」)
  - ・ 新エネルギーの導入の拡大を目指し、電気事業者に対し新エネルギー利用義務を賦課。
  - ・ 平成15年4月施行。施行3年後に制度全般について検討を加える旨法附則に規定。
2. 評価検討の経緯
  - ・ 同規定を受け、昨年11月から、総合エネルギー調査会新エネルギー部会RPS法評価検討小委員会(委員長：山地憲治東京大学教授)において検討し、本年5月報告書がとりまとめられた。

## 3. 報告書のポイント

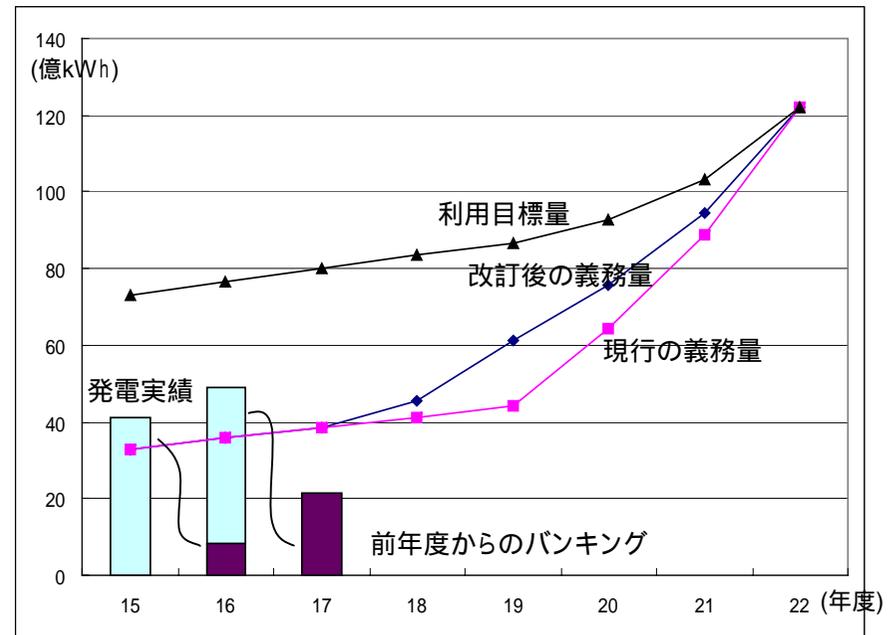
電気事業者に課された新エネルギー等の利用義務量が超過達成されていることを踏まえ、経過措置として利用目標量より低く定められている義務量を引き上げる(右表)。

新エネルギー等電気の取引価格の政府による情報提供の頻度等を見直す。

長期エネルギー需給見通しの作成時において、RPS法で対象とされる新エネルギー等の電力分野における導入量の大きな目安を検討。

義務の対象となる「新エネルギー等」にバイオマスを使った燃料電池による発電を対象に追加。水力及び地熱の対象範囲については、今年度行う平成26年度までの利用目標量設定作業に併せて再度検討。

義務者、その他企業の新エネルギーの取組やグリーン電力証書等の民間による新エネルギーの促進プログラムについての情報提供や広報に努める。



年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22
現行義務量(億kWh)	32.8	36.0	38.3	41.2	44.2	64.1	88.9	122
新義務量(億kWh)				45.5	61.2	75.6	94.6	122

年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22
現行義務比率(%)	0.39	0.43	0.44	0.47	0.50	0.72	0.99	1.35
新義務比率(%)				0.52	0.69	0.85	1.05	1.35

# R P S 法評価検討小委員会・報告書

平成 18 年 5 月 26 日

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会  
R P S 法評価検討小委員会

## 目次

1 .	R P S 法の評価検討の経緯 .....	2
2 .	R P S 法の施行状況と新エネルギー事業を取り巻く環境 ..	3
3 .	R P S 法の評価検討 .....	9
( 1 )	義務量 .....	9
( 2 )	取引価格 .....	11
( 3 )	目標期間 .....	12
( 4 )	義務対象エネルギー .....	13
( 5 )	R P S 法と電力需要家との関係 .....	15
( 6 )	その他の論点の評価 .....	16
総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会		
	R P S 法評価検討小委員会委員名簿 .....	17
	R P S 法評価検討小委員会審議経緯 .....	18

## 1. R P S法の評価検討の経緯

### (1) R P S法制定の背景と施行状況

新エネルギーはエネルギー安定供給の確保、環境の保全、新規産業・雇用の創出に資する等の意義を有する。

このため、政府による財政支援措置や電力会社による余剰電力の購入等により新エネルギーの導入促進がなされてきたが、一層の導入量の拡大を図るため、平成13年(2001年)に総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会において、諸外国のR P S制度や固定価格買取制度の施行状況を踏まえた検討が行われた。

その結果、我が国においては、対策効果の確実性、義務履行に当たっての電源選択の自由度、コスト削減インセンティブの有無、費用負担の公平性等の観点から総じてR P S制度が優れていると評価された。これを受けて、法律の対象とされた「新エネルギー等」を毎年一定量供給することを電力会社、P P S等電気事業者に義務付ける「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(以下「R P S法」という。)」が、平成14年(2002年)6月に成立し、平成15年(2003年)4月に全面施行された。

電力会社、P P S等電気事業者は現在までR P S法の義務を毎年果たしてきており、新エネルギーの導入は着実に進展してきている。しかし、その一方で、法律の施行から3年を経過し、様々な課題が浮かび上がってきている。

### (2) R P S法評価検討小委員会における議論

R P S法附則第5条は、こうした状況に備えて「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定している。

このため、平成17年(2005年)10月、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の下にR P S法評価検討小委員会が設置され、これまで6回にわたり審議が重ねられてきた。

本小委員会においては、施行の状況から導き出される検討事項だけでなく、制度の在り方を含めて、R P S法全般について幅広い議論が行われた。

本報告書は、これらの議論を踏まえ、R P S法の評価と今後の対応につき取りまとめたものである。

## 2. RPS法の施行状況と新エネルギー事業を取り巻く環境

### (1) 義務履行状況

RPS法では、施行後7年間を経過措置期間として、本来の義務量となるべき「利用目標量」(図1点線)の他に、実際の「義務量」(法律上は「調整後の基準利用量」、図1実線)が設定されている。

利用目標量は、全ての電気事業者に同一の義務比率がかかるということを前提に、法施行前に最も新エネルギー等電気利用率が高い電気事業者(トップランナー)の新エネルギー等電気利用率を起点として利用目標率を定め、これを全電気事業者に適用するものとして、算出されたものである。

しかし、この利用目標量を法施行初年度より全電気事業者に課した場合、新エネルギー等の急激な導入拡大が求められることとなるが、新エネルギー等発電設備の形成には一定の期間を要するため、多くの電気事業者は、義務量を達成することが著しく困難となる状況が想定された。

こうした状況を回避するため、7年間の経過措置期間が設けられ、同期間において、利用目標量を達成することが著しく困難である電気事業者に対しては、電気事業者それぞれに調整を施した量を実際の義務量としている。経過措置期間の6年目となる平成20年度(2008年度)からは、義務量が利用目標量に近づくように調整を施し、経過措置期間が終了した平成22年度(2010年度)には全電気事業者に同一の義務比率(販売電力量の1.35%程度)が課され、利用目標量と実際の義務量が一致するように制度設計されている。

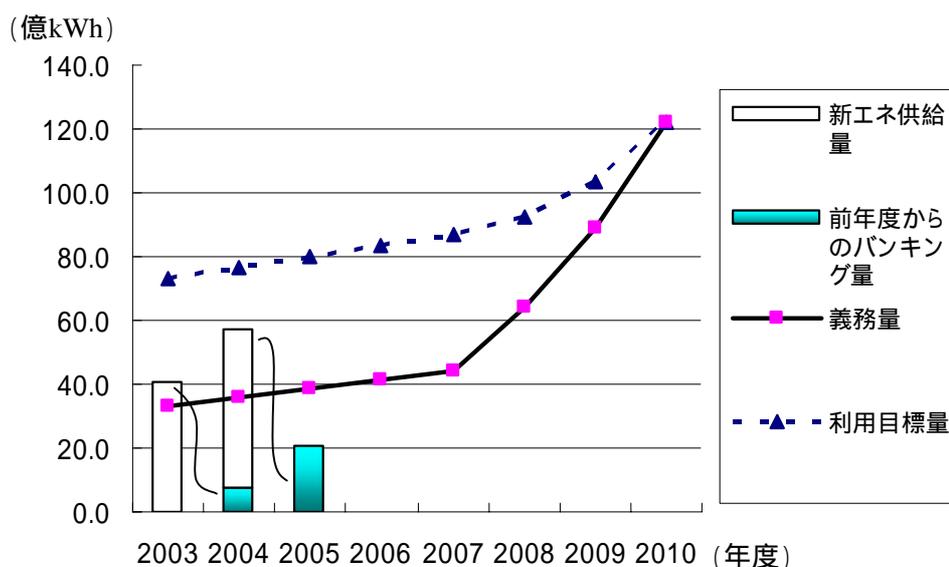


図1：RPS法の利用目標量及び義務量並びに履行状況

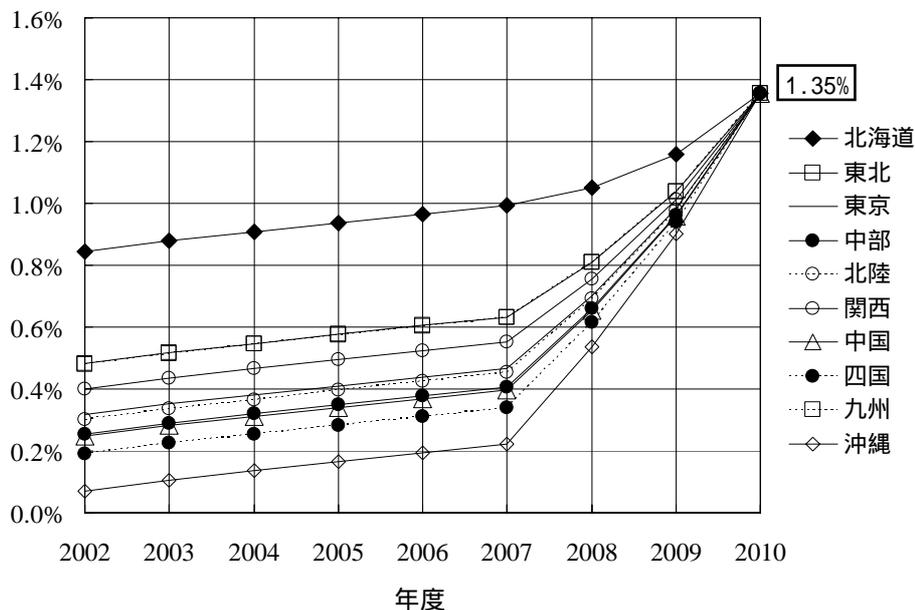


図2 電力各社の販売電力量に占めるRPS法義務比率見込み

平成15年度(2003年度)の新エネルギー等の総供給量は約40.6億kWh、平成16年度(2004年度)は約49.1億kWhであり、すべての電気事業者が義務量を達成した。平成16年度は、義務量に対して約21億kWhの超過となった。<sup>1</sup>

法施行から3年目となる平成17年度(2005年度)は、義務量が38.3億kWhのところ、平成16年度にバンキングされた約21億kWhが繰り越され、年度開始時点で既に義務量の約半分が達成されていることとなる。

また、平成20年度(2008年度)以前に、バンキング量が次年度の義務量を上回る可能性があり、その場合、RPS相当量の価格下落、さらに一部のRPS相当量は、義務履行に用いることができなくなるおそれがある。

一方、平成20年度以降の状況を考えると、義務量が増加していくとともに、風力の立地地点やバイオマスの資源調達等諸条件も厳しくなる可能性があることから、平成22年度(2010年度)の目標達成には、依然として官民を挙げた最大限の努力が必要と考えられる。

<sup>1</sup> RPS法では、新エネルギー等から発電された電気を毎年一定量以上供給することを電気事業者に求めているが、新エネルギー等による発電量が天候に左右され得るなどの不安定性、それに伴うRPS相当量の需給バランスへの影響等を考慮し、義務量達成の補完的措置として、バンキング(義務量を超過達成した分をRPS相当量として次年度の義務履行に充てる)やボロウイング(義務量の未達分を次年度に繰り越すこと)が認められている。

## (2) 取引価格

R P S法では、電気事業者が義務履行をする手段として、自らの設備で新エネルギー等電気を発電し、電気とR P S相当量を獲得、新エネルギー等電気発電事業者から電気とR P S相当量をセットで購入、新エネルギー等電気発電事業者や他の電気事業者からR P S相当量のみを購入の3つの方法がある。

電気事業者が義務履行をする手段を見ると、現状としては、の新エネルギー等発電事業者から電気とR P S相当量をセットで購入する方法が大きな割合を占めているが、相対取引が主であり、価格に関する情報は当事者のみがある状況となっている。また、のR P S相当量のみ取引量は、義務量の増加に伴い今後増えることも予想されるが、現状は必ずしも多くない。

R P S法施行以来、政府が取引価格の調査を年1回行っているものの調査頻度が少なく、発表時期も定まっていない。

このため、R P S相当量を取引する上での指標がなく取引の判断が難しいといった指摘や、参考となる取引価格がなく新エネルギーに関する事業の計画を立てにくいという指摘がある。

## (3) 目標期間

R P S法では4年ごとに8年間の利用目標量を定めることとなっている。具体的には、法施行前の平成14年度(2002年度)に法施行初年度の平成15年度(2003年度)から平成22年度(2010年度)までの8年間の利用目標量を定めため、次回は、平成18年度(2006年度)に平成19年度(2007年度)から平成26年度(2014年度)までの8年間の利用目標量を定めることとなっている。

しかし、新エネルギー等発電設備は、R P S法が施行されている現状においても通常投資回収に10年前後、若しくはそれ以上かかり、8年間の利用目標量設定では、依然として新エネルギー発電事業者等の事業リスクが存在しているといえる。

#### (4) エネルギー別にみた電気供給量

R P S 法認定設備からの電気供給量をエネルギー源別にみると以下のとおりである。

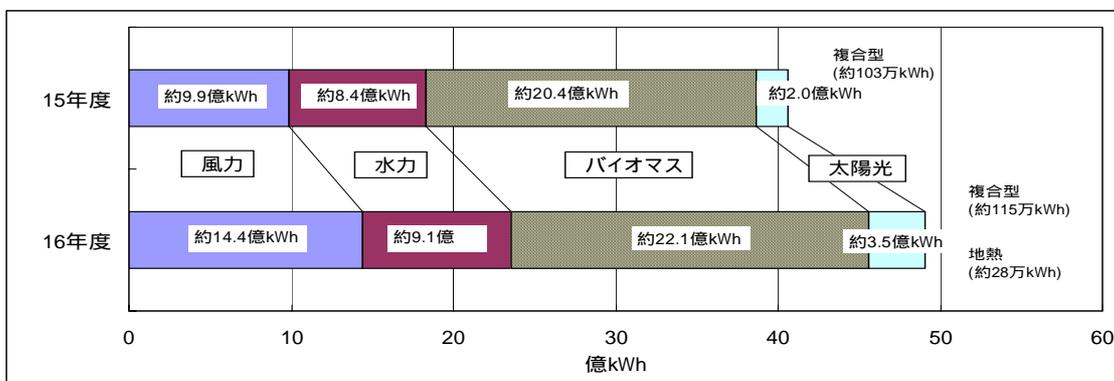


図3：R P S 法のエネルギー別供給量

#### 風力発電

風力発電設備からの電気供給量は、約9.9億kWh(平成15年度(2003年度))から約14.4億kWh(平成16年度(2004年度))へと増加している。電力品質確保の観点から系統への連系量の制約が顕在化してきているが、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会風力発電系統連系対策小委員会中間報告書(平成17年6月)に盛り込まれた蓄電池の導入等の対策を着実に実施していくことが期待されている。

#### 太陽光発電

太陽光発電設備からの電気供給量は、約2.0億kWh(平成15年度)から約3.5億kWh(平成16年度)へと増加している。発電設備の設置者の努力とともに、財政支援措置や電力会社による余剰電力の購入が大きく貢献し、導入が推進されてきたといえる。

太陽光発電設備については、全国の総設置容量のうち約7割が住宅に設置されている。住宅における太陽光発電設備の設置動機としては、アンケート結果(平成16年(財)新エネルギー財団調べ)によれば、「電力会社が余剰電力を購入してくれるから」というものが最も多い。

R P S 法対象エネルギーの中でも太陽光発電は比較的発電コストが高いエネルギーであるが、太陽光発電の導入に協力するために電力会社が自主的に余剰電力を購入することは大いに評価されるものである。

なお、太陽光発電については、産業の急成長によりシリコン原料の供給が不

足しているとの声があるものの、シリコン原料の増産が計画されるとともに、シリコン原料を使用しない化合物系及び新材料(色素等)の太陽電池の開発が進められている。

### バイオマス発電

バイオマスを燃料とした電気の供給量は、約20.4億kWh(平成15年度)から約22.1億kWh(平成16年度)へと増加している。燃料の種類別にみると、現在は一般廃棄物の割合が大きいものの、増加率では木質系バイオマスや畜産系バイオマスの伸びが大きくなっている。

- ア) 一般廃棄物を燃料とした電気の供給量は、バイオマスを燃料とした電気の供給量のうち約8割を占めているが、その多くは法施行前から存在する設備(平成15年度に認定)によって発電された電気がほとんどであり、法施行後に新設された設備は13件(約7万kW。平成16年度末現在)<sup>2</sup>、電気供給量は、17.9億kWh(平成15年度)からの18.2億kWh(平成16年度)へとわずかな増加となっている。
- イ) 黒液を燃料とした電気の供給量は平成15年度から平成16年度にかけて約1.4倍に増加し、バイオマスを燃料とした電気の供給量のうち約1割を占めている。
- ウ) 木質系バイオマス(製材くず、間伐材、建設廃材等)を燃料とした電気の供給量は、多くはないものの、平成15年度から平成16年度にかけて約2倍に増加し、平成16年度はバイオマスを燃料とした電気の供給量のうち約5%を占めている。
- エ) 畜産系バイオマス(畜糞等)を燃料とした電気の供給量は、平成15年度から平成16年度にかけて約1.7倍に増えているものの、バイオマスを燃料とした電気の供給量のうち約0.1%となっている。

### その他のエネルギー

- ア) 水力発電については、設備認定されている約16万kWのうち、約1,300kWが、RPS法施行後に運転開始した設備である(平成16年度末現在)。
- イ) 地熱発電については、RPS法施行後に新たに運転開始した設備が1

---

<sup>2</sup> 出力は、認定設備の認可出力に使用されるバイオマス燃料の割合をかけて、各認定設備のバイオマスによる出力を算出し、それを合算したものの。

件である。

ウ) R P S法の義務対象エネルギーは、対象エネルギーの経済性、導入可能性等を勘案して決定したものであるが、バイオマス由来のガスを原料とし、燃料電池により発電する技術は、実用段階を迎えており、最近の技術進歩等を踏まえ、R P S法の義務対象エネルギーに加えることを検討する必要性が生じている。

#### ( 5 ) R P S法と電力需要家の関係

R P S法は電気事業者に義務を課している制度であり、義務を履行した電気事業者から電力供給を受けた電力需要家が、新エネルギーのいった電気を使用していることを対外的にアピールすることができる制度となっていない。

また、電気事業者がR P S法の義務履行を通じて、新エネルギーの推進に貢献していることが国民に十分理解されていない。

一方、電力需要家の中には、多少の経済的な負担が増えても新エネルギーの導入拡大に貢献したいという電力需要家もいるが、こうした電力需要家は、グリーン電力証書やグリーン電力基金といった民間のプログラムを通じて、新エネルギーの導入拡大に貢献している。

### 3. R P S 法の評価検討

#### (1) 義務量

##### (評価)

利用目標量の達成が著しく困難であるとして、達成可能なものとなるように R P S 法附則第 3 条に基づき、法施行時に設定された義務量は、義務者の努力により全体では現在大幅に超過達成されている。

こうした実態や R P S 法附則第 3 条の趣旨を踏まえ、R P S 法が本来目指している「利用目標量」に近づけるべく、経過措置期間の義務量を定め直す必要がある。

なお、大幅な超過達成が今後も継続した場合、平成 20 年度(2008 年度)以前に、R P S 相当量の価格が下落するとともに、一部の R P S 相当量は、義務履行に用いることができなくなる(無価値化)可能性がある。

また、R P S 相当量の価格下落や無価値化の回避、将来の義務量増加に備えたバンキングの蓄積を行うためにバンキングによる履行量の繰り越し期間を長期化すべきという指摘がある。しかし、バンキングは、新エネルギー等による発電量が天候に左右され得るといった供給量の不安定性、それに伴う R P S 相当量の需給バランスへの影響等を考慮して設けた義務量達成の補完的措置である。この趣旨を踏まえると、バンキングの繰り越し期間を長期化することは適当ではない。

##### (今後の対応)

平成 18 年度(2006 年度)から平成 21 年度(2009 年度)までの義務量を次頁のとおり変更する。平成 20 年度から 3 年間で義務量を利用目標量に一致させることとすることとしていたが、平成 18 年度から 5 年間で義務量を利用目標量に一致させることとするものである。

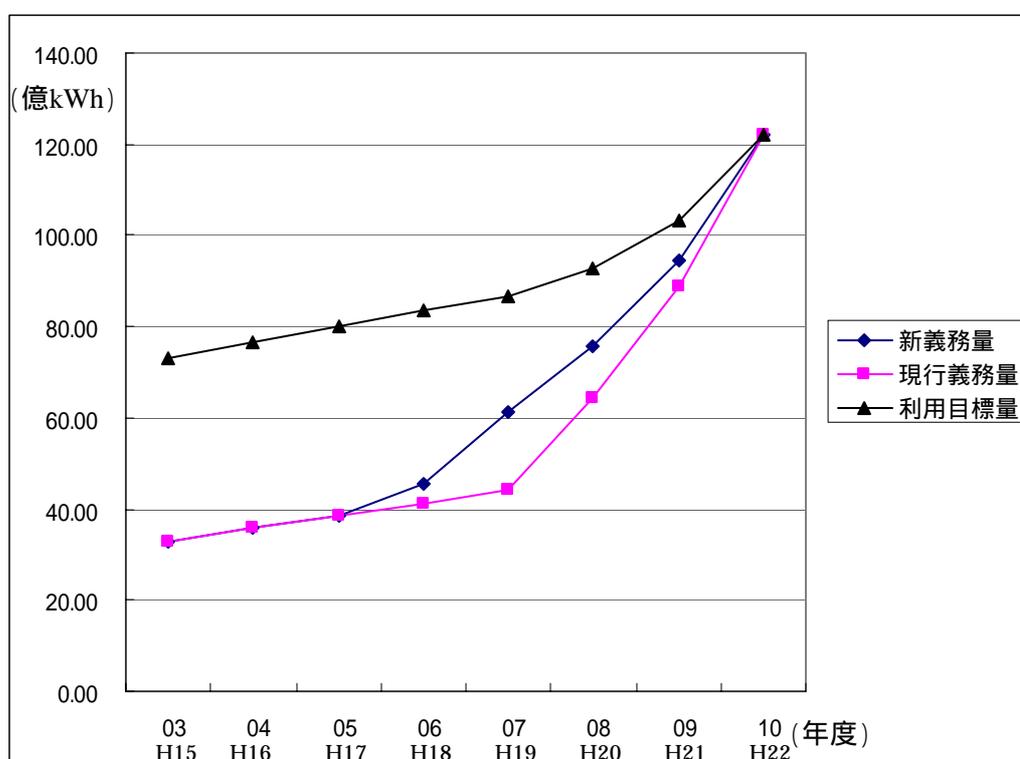
ただし、平成 18 年度の義務量については、過去に遡って義務者に不利益を与えてはならないという考え方や予定された義務量の変更に伴う義務履行の準備期間などを考慮し、その増加量は下半期分に相当する量のみとする。

なお、平成 22 年度(2010 年度)の義務量は、現状の新エネルギー等の利用実績の倍以上の水準であるため、まずは、現在設定されている利用目標量の達成を目指すことが重要である。

### 経過措置期間の改正した後の義務量及び義務比率

年度（平成）	15	16	17	18	19	20	21	22
現行義務量(億kWh)	32.8	36.0	38.3	41.2	44.2	64.1	88.9	122
新義務量(億kWh)				45.5	61.2	75.6	94.6	122

年度（平成）	15	16	17	18	19	20	21	22
現行義務比率(%)	0.39	0.43	0.44	0.47	0.50	0.72	0.99	1.35
新義務比率(%)				0.52	0.69	0.85	1.05	1.35



\* 平成 17 年度までは実績。平成 18 年度以降の新義務量及び新義務比率は今後の 2030 年のエネルギー需給展望（平成 17 年 3 月総合資源エネルギー調査会需給部会）の電力量想定に基づき試算。

年度（平成）	15	16	17	18	19	20	21	22
現行経過調整率	1	1	1	1	1	2 / 3	1 / 3	0
新経過調整率	-	-	-	9 / 10	3 / 5	2 / 5	1 / 5	0

\* 経過調整率とは、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法附則第3条に規定する基準利用量の調整に係る経済産業大臣が定める方法（平成 15 年経済産業省告示第 30 号）第2号に定める率

## ( 2 ) 取引価格

### ( 評価 )

電気事業者や新エネルギー等発電事業者にとって価格情報は、新エネルギー事業計画立案の参考となるとともに、R P S 相当量取引の円滑化に寄与する。また、価格情報を提供し、R P S 相当量取引による適正な新エネルギーの価格形成を支援していくことは重要である。

現在のところ政府は価格調査を年 1 回実施し、公表しているが、この価格情報がより事業計画の立案や R P S 相当量取引の円滑化に寄与するよう価格調査の改善が望まれる。

なお、R P S 相当量の最低価格の設定については、事業採算性の見通しが明確になるものの、価格の設定次第では実質的に基準価格となるおそれもあり、経済効率的な導入という R P S 法の趣旨に反する面を有する。

### ( 今後の対応 )

個別の取引が特定されないよう配慮した上で、政府が現在実施している価格調査の頻度等を見直し、価格情報の提供を行う。

### (3) 目標期間

#### (評価)

利用目標量は4年ごとに8年先まで設定されるが、新エネルギー等発電設備は、RPS法が施行されている現状においても、通常投資回収に10年前後、若しくはそれ以上かかり、8年間の利用目標量設定では、依然として新エネルギー発電事業者等の事業リスクが存在しているといえる。このため、事業者としては意欲的に投資することは依然として困難であり、より長期的な導入目標を設定すべきという指摘がある。

また、電気事業者側においては、比較的規模の小さい電気事業者からは、長期的な利用目標量の見通しが不透明であるとの理由等から、RPS相当量を短期契約で調達しているが、長期的な導入目標があれば長期契約でRPS相当量を調達できるという指摘もある。

他方、長期にわたり、技術開発の動向、立地制約、供給ポテンシャルを踏まえた、現実的かつ達成可能な導入目標量を設定することは困難である。

#### (今後の対応)

我が国のエネルギー政策のベースとなる長期エネルギー需給見通しの作成時において、RPS法で対象とされる新エネルギー等の電力分野における導入がどの程度になるのか、大まかな目安(義務量とは異なる)を示すことができるよう検討を行う。

#### (4) 義務対象エネルギー

バイオマス由来のガスを用いた燃料電池による発電

(評価)

バイオマス発電については、RPS法上ではバイオマスを「熱源」とした発電のみが対象となっている。このため、バイオマスの直接燃焼による発電や、バイオマス由来のガスの燃焼による発電が対象となり、バイオマス由来のガスを用いた燃料電池による発電は、現在対象となっていない。法施行当初は、バイオマス由来のガスを使った燃料電池による発電は実用化されていなかったが、現在は当該技術も実用段階を迎えていることから、RPS法の対象とすべきである。

(今後の対応)

バイオマス由来のガスを用いて燃料電池により発電された電気は、新エネルギー等電気としてRPS法の義務対象エネルギーに加える。

水力発電及び地熱発電

(評価)

水力発電については、RPS法の対象となるのは、「水路式の水力発電所(出力が1,000kW以下であるものに限る。)」に限定されており、諸外国のRPS制度や固定価格買取制度の対象よりも対象が狭くなっている。

水力発電の今後の開発可能性について最近実施した調査結果(平成18年(財)新エネルギー財団調べ)によれば、水路式の水力発電のうち1,000kW以下が22カ所(約0.4億kWh相当)、1,000kW超10,000kW以下では12カ所(約1.5億kWh相当)、また、開発に際し新たな環境負荷を与える可能性が低いとされる河川維持用水利用発電や利水放流水発電については、1,000kW以下が26カ所(約0.7億kWh相当)、1,000kW超10,000kW以下では23カ所(約3.4億kWh相当)において開発可能性が示され、水力発電開発を促す観点から、発電方式や出力上限について対象範囲を見直すべきという意見もある<sup>3</sup>。

また、地熱発電については、「地熱資源である熱水(水蒸気を含む。以下同

---

<sup>3</sup> 電気事業法で定められている「卸供給事業者」に該当する1,000kW以上の水力発電については、現状、卸料金算定規則により総括原価で卸供給料金が算定されているが、仮にRPS法の対象となり、RPS相当量による収益が生じた場合、当該収益は「控除収益」として卸供給料金から差し引かれることとなる。

じ。)を著しく減少させない発電の方法であること。具体的には、地熱資源である熱水を二次系統を用いるなどして間接に利用する等の発電方法を用いることによって、追加的な生産井の掘削を頻繁に行う必要がなく、当該地熱資源である熱水を相当程度減衰させないこと」をR P S法の対象設備としての認定要件とし、現在のところバイナリー方式(地熱資源である熱水を二次系統を用いて間接に利用するもの)を用いた1箇所だけが申請され、認定を受けている。しかし、今後は、バイナリー方式以外のものも含めて1万kW以下の設備を中心に10数カ所の開発が見込まれている(日本地熱開発企業協議会調べ)。このため、R P S法の設備認定要件を変更することにより、地熱発電の開発を促進すべきではないかという意見がある。

しかし、水力発電や地熱発電の対象を拡大する場合、例えば水路式の水力発電については、既設電源による発電量(約93億kWh/年(10,000kW以下の水路式))は平成22年度(2010年度)の義務量の約8割に相当するほど多く、地域偏在もあるため、制度全体への影響が大きい。また、地熱発電も年間33億kWhの発電実績は偏在している。

R P S法は、電気事業者に販売電力量の一定割合を新エネルギー等からの電気によるものとするよう求めているが、その際、新エネルギー等設備の新旧は問わないという原則を維持しつつ、新エネルギー等の導入量拡大を政策として目指している。こうしたR P S法の趣旨を踏まえると、対象電源については、既設量に比し新規開発ポテンシャルがどの程度存在するのか、一層の経済性の改善が見込まれるか等について検討することが必要である。

(今後の対応)

R P S法における水力発電及び地熱発電の対象範囲については、義務量設定等にも大きく影響することから平成26年度(2014年度)までの利用目標量設定作業に併せて再度検討する。

## (5) R P S 法と電力需要家との関係

### (評価)

R P S 法は電気事業者に義務を課している制度であるが、電気事業者や企業が新エネルギーの推進に取り組むことが国民に評価されるようになれば、新エネルギーに対する取組が一層推進されることが期待される。

平成18年4月に施行された改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律では、一定規模の工場、事業場等の温室効果ガスの排出量を算定し、企業ごとに公表することとなっている。この温室効果ガスの排出量の算定においては、電力使用に伴う温室効果ガスの排出量の算出に当たって、国が定めた排出係数を使うことができる一方、電気事業者が提供した排出係数も使うことができることとされ<sup>4</sup>、電気を供給する事業者（電力会社及びP P S）の二酸化炭素排出量低減対策として、新エネルギーの導入が促進されることも期待できる。

また、新エネルギーの推進に対して直接的に貢献したいという電力需要家も増えてきている。現在グリーン電力証書やグリーン電力基金といったプログラムにより、貢献が可能となっているが、これらの知名度を一層上げ、普及に努める必要がある。

また、太陽光発電を設置している電力需要家からは、当該設備や発電された電気のR P S 法上の位置付けがわかりにくいとの指摘があるため、適切な対応が求められる。

### (今後の対応)

政府においては、新エネルギーに積極的に取り組む企業が国民により一層評価されるとともに、電力需要家の新エネルギー導入に対する貢献意欲が新エネルギー導入拡大につながるよう、企業の新エネルギーの取組、グリーン電力証書やグリーン電力基金といった民間による新エネルギーの促進プログラムについての情報提供や広報に努める必要がある。

また、R P S 法における電気事業者ごとの義務履行状況を公表することについては、電気事業者や発電事業者間の個別のR P S 相当量の取引に影響を与え、価格を歪める可能性があるため、政府によって一律の公表はしないものの、電気事業者においては、R P S 法の義務履行も含めた新エネルギーの取組につい

---

<sup>4</sup> なお、この排出係数は、実際に用いた電気を基にしたものであり、R P S 相当量を購入して義務履行に当てても、排出係数は下らない。

て広報し、R P S法への取組を含めた電気事業者の新エネルギー普及の努力に対する国民の理解増進に努めることが期待される。

さらに、政府としては、太陽光発電を設置している電力需要家に対するR P S法の趣旨・制度について広報に努める必要がある。

## (6) その他の論点の評価

### 従量制の導入

R P S法では利用目標量を正当な理由なく達成できず、その状況に対して出される経済産業大臣の勧告及び命令に従わない場合、100万円以下の罰金が科されることとなっている。

この罰金は、R P S法の義務対象者が義務達成のために必要とされる金額よりはるかに少ない場合が多く、法律の遵守のためのインセンティブが働かないのではないかという指摘がある。このため、利用目標量を守れなかった度合いに応じて罰金や課徴金を支払う仕組み(従量制)の方が現在の罰則よりも優れているのではないかという指摘がある。

しかし、これまでの義務履行状況や我が国の電気事業者の刑罰に対する考え方などを踏まえると、社会的批判を覚悟で、罰金等を払うことにより義務履行を免れようとする動きはなく、従量制の導入の必要性は小さいと考えられる。

### 電力会社による余剰電力の購入

平成4年に始まった太陽光発電に対する電力会社の余剰電力購入メニューにおける電力購入価格は、家庭用電力料金と同等の水準(現行19~23円/kWh)となっている。これは、フランスの約22円/kWhと同程度となっており、政府の財政支援措置とあいまって、これまでの太陽光発電の導入に大きく貢献してきている。各電力会社が自主的にこうした取組を行っていることは大いに評価される。また、電力会社によるこうした取組は、新エネルギーの導入拡大に対する国民理解を増進する上でも重要な役割を果たしており、国民の太陽光発電の設置動機を考慮して余剰電力購入メニューを継続することが大いに期待される。

### 電源別義務量

電源別に義務量を決めることについては、特定の電源の促進を可能とするが、他方、制度の複雑化、電気事業者の電源選択の自由度を狭める、新エネルギーの経済効率的な導入を阻害するといった問題もある。

## 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会

### RPS 法評価検討小委員会委員名簿

氏名	所属
委員長	
山地 憲治	東京大学大学院工学系研究科電気工学専攻教授
委員	
伊藤 和男	三菱マテリアル株式会社エネルギー事業部事業部長補佐
大塚 直	早稲田大学法学部教授
海輪 誠	東北電力株式会社取締役・企画部長
工藤 拓毅	(財)日本エネルギー経済研究所地球環境ユニット総括
杉本 完蔵	昭和シェル石油株式会社ニュービジネスディベロップメント部参事
武田 勉	株式会社エネット取締役
筒見 憲三	株式会社ファーストエスコ代表取締役社長
中村 成人	株式会社ユーラスエナジーホールディングス常務取締役
洞口 幸男	群馬県企業局長
村松 衛	電気事業連合会企画部長
渡部 寿史	関西電力株式会社取締役・お客さま本部副本部長

(五十音順 敬称略)

## R P S 法評価検討小委員会審議経緯

### 第1回（平成17年11月1日）

- 1．R P S 法評価検討小委員会の公開について
- 2．R P S 法の評価検討について
- 3．有識者ヒアリング
  - 1）浅野 浩志氏（東京大学大学院工学系研究科教授）
  - 2）飯田 哲也氏（環境エネルギー政策研究所所長）
  - 3）船曳 尚氏（ナットソース・ジャパン株式会社マネージャー）

### 第2回（平成17年11月29日）

- 1．有識者ヒアリング
  - 1）熊崎 実氏（岐阜県立森林文化アカデミー学長）
  - 2）高田 和彦氏（風力発電推進市町村全国協議会事務局次長）
  - 3）溝渕 寛明氏（サミットエナジーホールディングス株式会社代表取締役社長）
  - 4）吉田 由美子氏（23区南生活クラブ生協理事長）

### 第3回（平成17年12月22日）

- 1．R P S 法の評価検討に当たっての論点整理

### 第4回（平成18年3月30日）

- 1．R P S 法評価検討小委員会報告書要旨（案）について

### 第5回（平成18年4月17日）

- 1．R P S 法評価検討小委員会報告書（案）について

### 第6回（平成18年5月26日）

- 1．R P S 法評価検討小委員会報告書（案）パブリックコメント結果について
- 2．R P S 法評価検討小委員会報告書（案）について